

福島県国土利用計画・土地利用基本計画策定検討部会

議 事 録

日 時 令和3年1月22日（金）
10時00分～11時15分

場 所 県庁本庁舎2階 第1特別委員会室

福島県総合計画審議会事務局

1 出席者

(1) 総合計画審議会委員 計5名

長林久夫委員、佐藤淳一委員、酒井美代子委員、松本秀樹委員、橋本直子委員

※下線の委員はリモート形式による参加

(2) 福島県 計8名

(土地利用関係五法担当)

自然保護課長、農業担い手課長、森林計画課主幹、森林保全課主幹兼副課長、
都市計画課副課長兼主任主査

(土地利用関係担当課)

生活環境部企画主幹、農林水産部企画主幹兼副課長、土木企画課主任主査

(3) 事務局 計4名

企画調整部福島イノベーション・コースト構想推進監兼政策監兼企画推進室長、
復興・総合計画課長、復興・総合計画課主幹(土地・水調整担当)、
復興・総合計画課主幹(総合計画担当)

2 議 事

(1) 新たな福島県国土利用計画・土地利用基本計画(素案)について

3 発言者名、発言内容

次のとおり

事務局
(遠藤主幹)

——開 会——

本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。私は本日の進行役を務めさせていただきます企画調整部復興・総合計画課の遠藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

一部の委員の皆様にはリモート形式で参加をいただいております。進行に不慣れな点等があると思いますが、円滑に進むよう努めてまいりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

まず、お手元の資料の確認の御確認をお願いいたします。本日、御用意いたしました資料は、次第、出席者名簿、席次表、資料1「新たな福島県国土利用計画・土地利用基本計画（素案）の概要」、資料2「新たな福島県国土利用計画・土地利用基本計画（素案）」、参考資料といたしまして参考資料1から4となっております。不足等はございませんでしょうか。

それでは、ただいまから福島県総合計画審議会第3回福島県国土利用計画・土地利用基本計画策定検討部会を開催いたします。

——あいさつ——

事務局
企画調整部政策監

はじめに企画調整部政策監の葉坂よりごあいさつを申し上げます。

皆さん、おはようございます。今ほど御紹介いただきました福島県企画調整部政策監の葉坂と申します。よろしくよろしくお願いいたします。福島県国土利用計画・土地利用基本計画策定検討部会の開催にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様には、御多忙中のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございました。本日は、第3回目の検討部会となります。前回、昨年2月の第2回の検討部会におきまして、計画の基本方針と骨子案について御審議をいただきました。部会でいただきました委員の皆様のお意見を踏まえまして、素案のたたき台を作成し、庁内の関係各課や市町村とも意見調整を行いまして、福島らしさが現れるような計画づくりを目指して素案をまとめたところでございます。

東日本大震災と原子力災害から10年の節目を迎えようとしております。全町避難を続けてきた双葉町の避難指示区域の一部解除、東日本大震災・原子力災害伝承館の開館など、復旧・復興は着実に進展しております。

一方で、未だ3万6,000人を超える県民が避難を継続しているほか、令和元年東日本台風等による被害や新型コロナウイルス感染症による甚大な影響などにより、復興はなお道半ばとなっております。また近年、頻発化・激甚化している自然災害により、水害や土砂災害が頻発していることから、災害の発生を未然に防ぐ防災だけでなく、発生する被害の最小化を図る減災の考え方のもと、

	<p>ハードとソフトが一体となった取組についても非常に重要な視点として取り上げるところでございます。</p> <p>本日は、次期計画の素案ということで計画の全体像を説明させていただきます。皆様からの御意見を改めて計画に反映させていただきたいと考えておりますので、委員の皆様にはそれぞれのお立場から忌憚のない御意見をいただきますよう、御協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>続きまして、本部会の部会長でいらっしゃいます長林部会長よりごあいさつを頂戴したいと思います。部会長、よろしくお願いいたします。</p>
長林部会長	<p>長林でございます。よろしくお願いいたします。議事に入ります前にひと言ごあいさつを申し上げます。</p> <p>本日は3回目の部会でございましたが、前回の部会からだいぶ長いこと、約1年近く経過してございます。その間、事務局については、前回の基本方針と骨子案についての論議を踏まえまして、今回、素案が提示されてございます。十分、内容的にも前回の会議の内容を踏まえて事務局のほうで対応していただいたというふうに思っています。どうか皆様方、忌憚のない御意見を頂戴いたしまして、よりよい成案に結びつけたいと思います。御協力、よろしくお願いいたします。また、本日はウェブ会議でも出席をいただいております。皆様の御協力のもと議事を進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>長林部会長、ありがとうございました。</p>
	<p>——議 事——</p>
事務局	<p>それでは、次第3、議事に入りたいと思います。これ以後の進行につきましては長林部会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
長林部会長	<p>それでは議事を進めさせていただきます。お手元の次第にあります中身に沿って進めてまいります。</p>
復興・総合計画課長	<p>それでは始めさせていただきます。議事、「新たな福島県国土利用計画・土地利用基本計画（素案）について」、事務局から御説明をお願いいたします。</p> <p>おはようございます。復興・総合計画課長の佐藤でございます。本年もよろしくお願いいたします。では、座らせていただいて説明させていただきます。</p> <p>お手元には資料1及び資料2を御準備いただきたいと思います。議事の「新たな福島県国土利用計画・土地利用基本計画（素案）について」ということで御説明申し上げます。なお、冒頭にありましたけれども、福島県らしさということで進めてまいりました関係上、かなり拘って作っているということもありますので、素案について丁寧に十分な時間をかけまして説明させていただきたいということで、あらかじめ御了承願います。</p> <p>それでは、まず、新たな計画についてですが、当初より国や他都道府県の計画を置き換えたようなものではなくということで、委員の皆様方の御協力のもと、新しい福島らしい計画にしようとして進めまして、このたび資料2、素案として初めてお示しさせていただいたものでございます。</p> <p>資料1、資料2を併せて御覧いただきますが、まず資料1のほうの一番左上</p>

のほうになりますけれども、「本計画の役割」ということでございます。これにつきましては、本計画は県総合計画の基本方向を踏まえまして、限られた資源であります県土の適正な利用に関する基本方針という国土利用計画としての役割と、国土利用計画法に基づく土地取引規制や県土利用に関する他の諸法律に基づく計画の行政上の指針であって、他の計画の基本となる土地利用基本計画としての役割があるということになっております。これは計画を統合することによりまして、2つの計画の機能を併せ持つということとなっております。参考までですが、他県では土地利用基本計画と統合している例は増えておりますが、計画策定にあたり目指してきた福島らしさの1つ目ということになります。また、計画の期間については、新たな県総合計画の期間と同じ期間としてまいりたいというふうに考えております。なお、先日の県総合計画策定部会におきましては、県総合計画は令和4年度から9年間の計画としてお示したところでございます。

「2、県土利用の基本方針」になります。資料1のほうは左側の大きなところになります。資料2は6ページということになりますので、併せて御覧ください。中項目として(1)から(5)ということにしております。「(1) 県土利用の基本理念」ということになっております。ポイントとして2点、説明させていただきます。

まず、資料1の2つ目のポツになっておりますが、「土地の適正な利用と管理」についてでございます。昨年3月に土地基本法が改正され、4月に新たな土地基本方針が閣議決定されております。法改正の大きな目的のひとつが、人口減少社会に対応し、周辺に悪影響を与えないよう管理することの重要性が明確化されたところであり、これを踏まえたものとなっております。

もうひとつは、3つ目のポツにあります、「SDGsの視点」についてでございます。委員の皆様から御意見としていただいたところでございまして、また、SDGsにつきましては、17項目のどれかを強調するというのではなくて、調和をとることが非常に重要であるというふうに考えております。まさにこの計画の目指す方向と一致するものとして、これを踏まえることを基本理念として明記しております。なお、SDGsと本計画の各項目の具体的な関係につきましては、資料2の54ページの参考付表3に全体像ということで整理しております。後で御覧いただければと思います。

それから、資料2のほうは7ページ、8ページということになりますけれども、「(2) 県土利用をめぐる基本的な条件の変化」というふうになっております。これまで御説明申し上げてきた内容となっておりますので説明は省略させていただきます。

続きまして、資料2は9ページということになります。「県土利用の現状」について加筆を行っております。県土面積のうち、農地が約10%、森林が約71%、宅地が約4%、水面・河川・水路が約3%、道路が約4%などとなっております。また、原子力災害による避難指示区域等につきましては、平成23年4月時点で県土面積の約12%となっておりますが、現在は令和2年3月以降、約

2.4%まで縮小しております。

続きまして、資料2は10ページ、11ページとなっておりますが、「(4) 県土利用における課題」についてでございます。資料1のほうの4つ目のポツまではこれまで御説明申し上げてきた内容です。一番下の5つ目のポツになりますけれども、資料2では11ページになります、「オ、ポストコロナウイルス感染症と国土利用のあり方」について追記しました。具体的には、資料2のほうになりますけれども、「都市集中型の密になりやすい社会構造の脆弱性が浮き彫りになり、テレワークや在宅勤務、ワーケーション等の取組が進み、オフィスの分散化や多様な暮らし方を求め、地方への移転や移住などの気運の高まりから、持続可能な分散型の国土づくりが注目されている」といった記載をさせていただきます。

続きまして「(5) 県土利用の基本的な考え方」になります。資料1については真ん中の黄色い部分、資料2は12ページからということになっております。計画の柱となる部分でありまして、基本方針では5項目ということになっております。これまでの部会の中で御承認いただいた内容で掲載させていただきつつ、内容のイメージをつかめるよう、具体的な観点との関連性について、その下の五角形のような形で図示をしております。

具体的には、資料2の13ページからの説明になります。まず「県土の魅力を高め、光り輝く未来に向けた土地利用」につきましては、複合災害からの復興・再生の推進の観点を記載しております。

続きまして14ページ目でございます。「活力ある県土づくりに向けた土地利用」につきましては、再エネ推進のための関連産業集積や自然や歴史・文化の活用による交流人口拡大や移住・定住促進など、産業振興、地域活性化の推進の観点を記載しております。

続きまして15ページ、「県土の安全性を高める土地利用」につきましては強くしなやかな県土づくり、自助・共助・公助の地域防災力・防災機能向上、流域全体の災害対策など、防災・減災、国土強靱化の推進の観点を記載しております。

続きまして16ページ、「持続可能な社会の実現に向けた土地利用」につきましては、環境負荷の小さい再エネ導入促進、安全で暮らしやすい持続可能なコンパクトなまちづくり、再エネと地域との共生、農地、森林、河川・湖沼の多面的機能を踏まえた保全など、再生可能エネルギー、温暖化対策の推進の観点を記載しております。

続きまして17ページ、「人の営みと自然の営みが調和した土地利用」につきましては、快適で個性豊かな都市空間、コミュニティを踏まえた移住者等も考慮に入れた住環境の確保、農地、森林、里地里山等の自然と人との調和など、環境・共生の推進の観点を記載しております。

以上、福島ならではの柱立てと内容に拘って整理したものでございまして、福島の県土利用の方向性を示すものであると考えており、福島らしさの2つ目というふうになると考えております。

続きまして「3、計画の実現に向けた措置の概要」になります。資料1は右側の四角になります。資料2は18ページとなります。「2、県土利用の基本方針」、とりわけ福島らしさを生かした「(5) 県土利用の基本的な考え方」という、いわば本県が向かうべき進路を踏まえまして、必要となる施策を実現するために、どのような土地利用を進めるかを関連づけて具体的に示したものとなっております。これが福島らしさの3つ目となると考えているところでございます。

まず、18ページから20ページの「県土の魅力を高め、光り輝く未来に向けた土地利用」についてですが、未曾有の複合災害からの復興の進捗状況を踏まえ、豊かな生活や生産が展開される場としての県土の魅力を高め、より良い状態で次世代へ引き継いでいくために必要な土地利用を推進することとしております。以下、アからオまで、そのために必要な取組を記載しております。

特に「ア、世界のモデルとなる復興・再生へ」につきましましては、福島イノベーション・コースト構想を核として、さまざまな分野における新たなチャレンジが可能な地域の実現に向けた取組の推進や、複合災害の経験や教訓を将来へ引き継ぐ東日本大震災・原子力災害伝承館の活用、国際教育拠点の設置等に併せた周辺環境の整備など、情報発信、交流人口の拡大に向けた土地利用の推進についても記載しております。

次に、21ページから23ページの「活力ある県土づくりに向けた土地利用」につきましましては、急激な人口減少と少子高齢化の進行に伴い、土地に関わる担い手の減少、土地に対する個人の所有意向・利用意向の低下によって、遊休農地や低未利用地、所有者不明土地の増加など、県土管理水準の低下が深刻化していることから、限りある県土資源の有効利用と地域の活力の維持・向上を図る土地利用を推進することとしております。同じように、以下、アからオまで、そのために必要な取組を記載しております。

特に、「ア、新しいひと・モノの流れをつくる」におきましては、地域と共生し、地域活性化につながる再生可能エネルギー導入のさらなる推進と再生可能エネルギー関連産業の育成・集積を図ることや、都市集中型から地方分散型の国土利用への意識の高まりを受け、地域資源を生かした新しい働き方や暮らし方のスタイルをオフィスの移転や移住・定住につなげ、福島のみを共に元気にできるような土地利用を図ることとして記載しております。

また、22ページでございますが、「エ、限りある県土の有効活用を図る」におきましては、再生困難な荒廃農地について、新たな生産の場としての活用や自然環境への再生など農地以外への転用を図ることや、委員の皆様からも御意見をいただいております森林につきましまして、造林や間伐等の適切な維持管理を図るとともに、経営管理の集積・集約化を推進することなどを記載しております。

次に、24ページから26ページの「県土の安全性を高める土地利用」につきましても、委員の皆様から御意見いただいておりますが、地球温暖化の進行や異常気象等を背景とした自然災害が深刻化しておりますことから、防災・減災、国土強靱化に向けた対策の強化を図ることとしております。以下、アからオま

で、そのために必要な取組を記載しております。

特に 24 ページの「ア、強くしなやかな県土づくりへの挑戦」におきましては、ハードとソフトが一体となった自然災害への対策の推進について記載しております。また、同じく 24 ページ、「イ、安心・安全な県土の再生へ」におきましては、委員の皆様からも御意見をいただいております、気候変動による大雨に対しては、災害リスクの高い地域の土地利用制限やより安全な地域への居住の誘導など、被害を最小限に抑える土地利用の推進について記載しております。

さらに、次の 25 ページ、「ウ、既存施設の有効活用を図り、減災・防災機能を高める」におきましては、既存施設の長寿命化や、委員の皆様から御意見いただいております福島空港について、災害発生時における人命救助・物資輸送等の活動拠点としての役割を担えるよう、予防保全を重視した計画的な維持管理・更新等を実施し、適正な空港機能を保持することなどを記載しております。

加えまして 26 ページ目、「オ、暮らしの基盤となる県土利用の推進」におきましては、こちらも委員の皆様から御意見いただいております水害への取組について、防災・減災のための堤防やダムなどの治水施設の整備はもとより、水循環の観点から流域本来が有する保水機能の向上や貯水施設の整備を図るなど流域治水への土地利用を推進することや、こちらも委員の皆様から御意見いただいております多面的な機能を有する農地や森林について、健全な整備保全と適切な維持管理を図ることなどを記載しております。

次に 27 ページ、28 ページの「持続可能な社会の実現に向けた土地利用」についてでございます。こちらは自然環境を保全しながら、再生可能エネルギーの導入拡大を促進するなど、SDGs の視点も取り入れ、自然と調和し、環境負荷低減を重視した土地利用を推進することといたしました。以下、アからウまで、そのために必要な取組を記載しております。

特に 27 ページ、「ア、再生可能エネルギーの導入拡大」では再生可能エネルギー先駆けの地を目指す一方、委員の皆様からも御意見いただいておりますが、土砂災害などの自然災害の危険性が低い安全な地域においては自然環境、生態系、景観等への配慮や適正な維持管理、事業廃止後の撤去・原状回復等について関係法令を遵守するとともに、国のガイドライン等に基づき、事業計画作成の初期段階から地域住民や地元の理解を得ながら進めるなど、地域と共生し、地域活性化につながる再生可能エネルギーの導入や木質バイオマス発電及び小水力発電の導入、さらに水素社会の実現に向けた土地利用を推進することなどを記載しております。

また、28 ページ、「イ、持続可能な暮らしのための県土利用」におきましては、こちらも委員の皆様から御意見いただいております、安全で暮らしやすいコンパクトなまちづくりの推進などについて記載をしております。

同じく 28 ページ、「ウ、豊かで多様な自然環境の保全」におきましては、こちらも委員の皆様から御意見いただいております、農地は生産機能のほか洪水防止機能、県土保全機能や自然環境保全機能などを有していること。また、森

林も県土保全機能や水源涵養機能のほか二酸化炭素の吸収源であるなど多面的な機能を有していることから、健全な整備保全と適切な維持管理を図ること。また、委員の皆さんから御意見いただいております、里地里山や水辺地等について地域資源を生かした県土利用を推進することなどを記載しております。

次に 29、30 ページになります。「人の営みと自然の営みが調和した土地利用」についてでございます。土地利用の不可逆性や多面的機能に配慮しつつ、人の営みと自然の営みのバランスの取れた慎重かつ計画的な土地利用を図ることといたしております。以下、同じように、アからエまで、そのために必要な取組を記載しています。

特に 29 ページ、「イ、人と自然が調和した県土管理」におきましては、委員の皆様から御意見いただいております農地や森林は多面的な機能を有していることから、土地利用の転換に当たっては、地域の農林業や自然環境に及ぼす影響に配慮するとともに、流域における水循環や環境保全に配慮して慎重かつ計画的に行うことや、こちらも委員の皆様から御意見がありました、再生可能エネルギーの導入に際しては、周辺の土地利用状況や防災、自然環境、生態系、景観等に配慮しつつ、地域との共生を重視した土地利用を推進することなどを記載しております。

また、次の 30 ページ、「エ、自然環境の保全と自然を生かした県土利用」におきましては、こちらも委員の皆様から御意見をいただいております、里地里山や水辺地等の自然環境の保全・復元、歴史的・文化的風土の保存など、地域資源を生かした県土利用を推進するとともに、野生鳥獣による農林業被害に適正な対策を行い農地や森林としての利用を確保することや、自然公園、自然環境保全地域及び緑地環境保全地域などの価値の高い優れた自然環境については、各種規制や指導、状況調査、保護及び適正利用のための公園施設の整備や保全事業を推進することなどを記載しております。

次に 30 ページ、「(6) 国土利用計画法等のマネジメントの推進」について記載しております。国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法令等の適切な運用と土地利用に関する諸計画の充実及び関係機関相互の県土利用についての情報共有と広域的な影響を踏まえた連携・調整により適正かつ合理的な利用の確保と維持を図ることや委員の皆様から御意見いただいております、市町村計画の策定と運用を支援することなど、本計画の進行管理について記載しているところでございます。

続きまして「4、県土の特性を踏まえた地域別の土地利用の基本方向」になります。資料 1 は左下ということになります。資料 2 は 31 ページから 38 ページになります。県北、県中、県南、会津、南会津、相双、いわきの 7 つの地域別に、交通アクセスの優位性や成長が見込まれる産業分野に対する地域経済活性化への期待、また、気候変動や地形的な地域特性などを踏まえた大規模な自然災害に対する備えなどについて記載しております。なお、新たな県総合計画における地域別の主要施策等も踏まえながらこちらを作成してまいりたいというふうに考えております。

続きまして「5、地域区分ごとの土地利用の原則」になります。資料1につきましては下の真ん中、資料2は39ページから44ページということになります。こちらは土地利用基本計画として定めることとされている項目になっております。ここでの地域区分とは国土利用計画法に基づく土地利用基本計画図に示された五地域の区分となります。土地利用基本計画図は県総合計画審議会において一部変更案件について御審議をいただいている図面となりまして、御承知のとおり、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の五地域が示されているところがございます。なお、五地域と個別規制法に基づく地域・区域の関係については、国の運用指針（平成29年）において運用上一致するものとされております。

続きまして、資料1は右下、資料2は45ページですが、「6、五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針」ということになります。こちらも土地利用基本計画として定めることとされている項目になっております。五地域のうち、重複している地域において、土地利用の優先順位、土地利用の誘導の方向、特に土地利用の調整が必要と認められる地域の土地利用上の留意すべき基本事項等について記載しております。土地利用基本計画に関しては、都市計画法、農振法等個別規制法による地域・区域と乖離しないよう運用することが求められております。

49ページをお開きいただきますと、五地域区分の重複する地域の土地利用に、調整指導方針について表にしたものでございます。文章で読んでいただくよりも一目瞭然でわかりやすいかと思っておりますので、御参考にしていただければと思います。

50ページには「(2) 特に土地利用の調整が必要と認められる地域の土地利用調整上留意すべき基本的事項」について記載しております。これは東日本大震災以降の平成25年4月の土地利用基本計画の一部変更の際に書き加えたもので、東日本大震災復興特別区域法に基づく復興整備計画に関する制度について記載しております。この法律によりまして、個別規制法による許認可や土地利用基本計画図の変更について、特例としての手続きが認められ、復興整備事業の円滑かつ迅速な実施が図られております。

52ページ以降ですが、参考付表を掲載しております。本文の中でも引用している情報になりますので御参照いただければというふうに思います。

最後に、お配りしている参考資料1から3につきましては、計画の素案の作成にあたりまして、各委員の皆様から御意見をいただいたことはもとより、関係各課、各地方振興局、市町村等と調整を行い、数多くの御意見等を踏まえて計画づくりを行っているということの下資料ということになっております。いただいた御意見とその対応等をまとめたものを参考として添付しておりますので御参照いただければと思います。

長くなりしましたが説明は以上となります。よろしく願いいたします。

御苦労さまでございました。

それでは、これから事務局から御説明がありました内容につきまして、御質

長林部会長

問、御意見を受けたいと思います。また、リモートで参加の委員の方でございますが、Zoomの「手を挙げる」機能で挙手をし、その後、こちらのほうから指名しますから御発言くださるようお願いいたします。

事務局からは、これまでの検討会の内容を受けまして、ずいぶんと書き込みをしっかりといただいたというふうに思っておりますし、また、総論としても非常によくまとまってきたなという実感もございます。どうぞ、様々な観点から御意見をいただいて、膨大な内容ですが、これは順は問いませんので、どこからでも結構でございますので、お気づきの点、御意見を頂戴できたらよろしいと思います。酒井委員、お願いいたします。

酒井委員

本当に今、部会長がおっしゃったように、まとめられていて、非常にわかりやすい内容になっていると思うんですけども、私のほうで、資料1の真ん中の「(5) 県土利用の基本的な考え方」のところになります。「ア、県土の魅力を高め、光り輝く未来に向けた土地利用」というところで、「世界のモデルとなるような」というお示しがあるかと思うんですけども、誇り、希望、夢を持った世界のモデルとは何だろうと思ったときに、右側の概要を見ても世界のモデルというのがわからなくて、資料2の18ページを開くと何となくわかるといったような内容になっているので、できれば資料1の概要のところの文言を変えるだけでも、世界のモデルというのがわかりやすくなるかなというふうに思ったので、検討していただければなと思います。概要の資料1の右側のところで「新たなチャレンジが可能な世界モデルの実現」とか、そんなふうに変えるだけで、世界モデルというのはこういういろいろなことにチャレンジしていくんだというのがわかるかなと思ったので、検討を願えればと思ったのがひとつです。

それと、もうひとつなんですけど、今、文章をちょっと見ていて、地域資源はすごく大事で、今、アンダーラインを引きながら見ていたんですけども、いろいろなところに「地域資源」という言葉が出てくるんですけど、「地域資源を生かす」という、「いかす」という漢字が「生きる」という漢字になっているので、すべて「生きる」という漢字になっているので、あえてそうしたのか。活用するのであれば、さんずいのほうの「活かす」というふうな表現のほうがいいのかなと思ったので、資料2の19ページ、28ページ、30ページなどにも出てきていますので、あえて意図があったのかということも併せてお聞きしたいと思っておりますので、お願いします。

長林部会長

ありがとうございます。これはもう一問一答でお願いしたいと思います。事務局、どうぞ。何かありましたら。

復興・総合計画課長

ありがとうございます。2つ御意見をいただいております。

まず、1つ目が世界のモデルということでございます。書き込みについてやらせていただきたいなというふうに思います。例えば、福島イノベーション・コースト構想もそうですが、実は先日、県総合計画の策定部会のほうでもその話に近いことがあって、SDGsもそうですが、例えば、マイナスになってしまったところから農業が始まり、あるいは商業が始まり、学校が始まり、その

	<p>ほかにもイノベーション・コースト構想ということで、ロボット、これがやはり災害が起きた福島だからこそ災害のときに役立つロボットをつくりたいとか、あるいはそれを伝えるための伝承館があり、あるいは、20メガワットの太陽光発電で水素を起こして、要は限りなくカーボンフリーに近いような発電をしたり、そういったチャレンジングなことをやってきているということがあります。地元の高校も再開したりということもあり、そういったことを踏まえた何か表現にできればいいかなというふうに酒井委員のお話を伺って考えておりました。</p> <p>それから、「生かす」「活かす」につきましては文言を精査させていただきます。全体的にもう一度ここを確認させていただいて、検討させていただければなというふうに思います。ありがとうございます。</p>
<p>長林部会長</p>	<p>ありがとうございました。私は、先ほどの酒井委員の御意見の中で世界のモデルというのがございますが、いわゆる原子力災害からの復興を図っている地域というのは、世界にあって、それ自体がまちづくりを進めるということは世界のモデルになるだろうと。世界にこういう改革ができたのだというところを示すことが重要でもあると思います。先ほどの「新たなチャレンジが可能な」というような表現も非常に良いと思いますので、そういうようなところも含めてお書きになるとよろしいと思います。</p>
<p>復興・総合計画課長 長林部会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、そのほかございましたら。橋本委員、手が挙がっていますので、どうぞ。</p>
<p>橋本委員</p>	<p>リモートから失礼いたします。須賀川ガスの橋本です。前回からかなり時間が空いている中で、これだけ作り込みをしていただいて本当に素晴らしいなと思いました。ありがとうございます。</p> <p>もしかしたら既に御説明いただいていたのかどうかというのものもあるんですけども、資料2の24ページにあります「ソフトとハードの一体となった対策の推進」のところですけども、「マイ避難」ということが記載されているのは、これは前回、「ソフト・ハードとはどういうことですか」という御質問をした際に、そういった災害に対する意識を醸成させていくのも大事だということの詳細なのかなというふうに認識しているんですが、具体的に、この「マイ避難」というのは何だったかなというところがわからなかったので教えていただきたいというのが1点目です。</p> <p>2点目、同じく26ページですけども、「総合的な土砂災害対策」であったり、「健全な整備保全」「適切な維持管理」というところで、この国土利用計画・土地利用基本計画をもとに、各行政が落とし込んで、この10年間でどういった整備をしていくのだということをやると思うんですけども、いかんせん、例えば保水機能を上げるとか川の治水対策とかいうものが一朝一夕にできるものではないですから、どこまでを、何をもってゴールとするのか、この計画内で達成したいものは何なのかということです。治水政策を始めましたということで、工事はもう既に始まっているところもあると思いますが、話を聞くと30年</p>

とか40年後の話で、それぐらいに完成する中で、この甚大化している災害や頻発化している災害にはたして対応できるのか。計画はやっているけれども間に合わなかったとか、そういったことが起きるのではないかなという中で、この計画では、せめてここまではやりたいとかやれるだろうというところの、「やります」「やっています」というのではなくて、ある程度の目安というものが示されるべきものなのか。そこら辺の落とし込み、上位計画の具体的な落とし込みに関してはわかりませんが、これだけだと「やっている。ただ起きてしまった」ということが2～3年後にあり得るかなということで少し気になりました。

あとは、27ページの「持続可能な社会の実現に向けた土地利用」ということですが、当社も、太陽光、再生可能エネルギーに震災以降取り組んでおりまして、県内に100か所ぐらい、ぼつぼつとつくってきているんですけども、一昨年に台風被害に遭って、ものすごく環境が変わってきているなということを感じて、当社も事務所ならびに4拠点が水害に遭った状況です。一方、今、この10年に1度の寒波ということが全国で起きている中で、皆さん、ニュースでも既に先々週ぐらいから話題になっていると思うんですが、電力が逼迫していると。当社はガスや油、電気などさまざまな燃料を扱っている中で、この「持続可能な社会の実現に向けた土地利用」の中の再生可能エネルギーの導入と拡大は防災の観点から見ますと、やはり蓄電機能を併せ持たないことには不十分である。でも、こういった冬場の再エネの発電の容量が下がるようなときに、果たしてこういったこの国土利用の対策が打てるのかというのが、エネルギー課のほうに入れるものなのか、この土地利用の中に入れるかはわかりませんが、現場の意見としてはセットであるべきだと思っています。先日、2035年までに電気自動車を入れます。新車は全部電気自動車だということの中で、電気の利用量というのがますます増えていく状況で、県として再生可能エネルギーを導入するということと併せて、防災の観点も踏まえて蓄電機能の拡充というものを少し入れていかないといけない。これは両輪の柱にならなくてはいけないのかなというふうに、今回の電力の逼迫を受けて思いました。

私のほうからは以上です。

ありがとうございました。

それでは事務局、お願いいたします。

ありがとうございます。まず「マイ避難」のお話ですが、台風災害ですね。令和元年度東日本台風の検証をもとに、やはり自ら命を守るということで、事前に避難行動を計画し、自分から避難するということをやっていきましょうというような取組を県のほうでも県民の皆さんに呼びかけているというような形になっております。詳しくはまた何か資料をお送りさせていただければなというふうに思います。やはりPRするのも仕事でありますので、やらせていただけたらと思っております。

それから、もうひとつ、いろいろな治水とかそうした事業を計画しているけれども、時間がかかる中で、ここで示していくべきなのではないかということ

長林部会長

復興・総合計画課長

ですが、これはやはりほかの計画との関係もありますので、ここは引き取らせていただきまして、土木部等、あるいは災害関係の部署とも議論していきまして、どのような書き込みができるか研究させていただければなというふうに思っております。

最後に蓄電のお話をいただきました。これは以前、橋本委員からは県総合計画審議会のお話の中でもいただいております。非常に重要な視点だというふうに思っております。先日、日本自動車工業会の豊田社長の発表の中でも、やはり電気自動車、EVが増えるとどうしても電力が逼迫するため、エネルギー構造をどういうふうに考えるかというのが大事だという話をされていたという報道を見ております。県の再エネビジョンなどに影響するところなので、こちらのほうもエネルギー課のほうとも議論して、どのような方向で書き込みができるかというのを研究させていただければなということで、本日は引き取らせていただきたいなというふうに思っております。よろしく願います。

長林部会長

よろしいですか。ありがとうございました。

松本委員

そのほか、ございましたらお願いいたします。松本委員、お願いいたします。森林関係でございまして、前回の2回目から森林についてお話しをしていて、かなり書き込みをしていただきありがとうございます。

細かい話で恐縮でございますが、気になっていたのは14ページ、「移住希望者等」という表現が出てくると思うんですけども、実は土地利用の中で、同一町村間の山間部から都市部への移動というのかなり動いていると思っております。この「移住者等」の考え方、要するに土地の利用ですから、当然、山間部から都市部へ、同じ市内でも移住をしてきまして、都市部でかなり住宅が増えてきていますので、そういう観点から「移住者等」の考えにはそういう方も含まれるのかというのが1点目でございます。

2点目でございますが、22ページの「限りある県土の有効活用を図る」という部分でございまして、活力ある県土づくりに向けた土地利用の項目に挙げておりまして、「エ、再生困難な荒廃農地」という表現がございます。この中に「自然環境を含めた農地以外の転用を図ってまいります」というのですが、これが荒廃農地なのか遊休農地なのかというのは非常に難しいと思うのですが、どのような方向をお考えなのかというのが2点目でございます。

3点目は、大変細かい話で恐縮でございますが、42ページの原則の部分でございまして、42ページの「(3) 森林地域」の保安林と、保安林以外の森林について、保安林ですと「極力、他への転用を避けるものとする」というのは十分理解できると思うのですが、「イ、保安林以外の森林」、これは機能の高い森林を示しておりますが、これも同様に「極力、他への転用を避ける」というふうと同じレベルで書き込みがありますが、保安林と機能の高い森林は若干違うので、同じ表現でいいのかというのが気になりました。

以上、3点でございます。

長林部会長

ありがとうございました。

それではお願いいたします。

復興・総合計画課長	<p>ありがとうございます。まず1点目、移住希望者等につきましてですが、すみません、ここは、我々はどうしても県外からという意識が強くて、移住希望者等ということで整理はしていますが、確かにそういう視点はあるなど、今、気づかせていただきました。この辺の表現につきましては正確にさせていただければというふうに思います。研究させていただきます。</p>
復興・総合計画課	<p>2番、3番は各部局のほうがいいですか。再生困難の農地の転用と保安林以外の森林ということ各部局でお願いします。</p>
農業担い手課長	<p>復興・総合計画課の星と申します。よろしく申し上げます。</p> <p>今、農地以外の転用というところで、ここで何を想定しているのかというところだったのですけれども、例えば太陽光発電とかそういったものが考えられるというふうなところで、私のほうでは考えています。</p>
森林保全課 主幹兼副課長	<p>再生困難な荒廃農地につきましては、1行目にありますとおり、まずは新たな生産の場ということで、引き続き、まずは荒廃農地を有効活用できるという手法をしっかりと検討してまいることが前提にあります。その上で、それでも難しいという場合につきましては、自然環境ということで、農地ではない活用法、具体的には、極論を申し上げますと森林の場合もありますでしょうし、または、その他、地域の保全管理施設、そういったものへの転換というものが想定されるところでございます。わかりにくい面につきましては、具体例を掲載するというところで書き方を研究してまいりたいというふうに思います。</p>
長林部会長	<p>保安林以外の森林の他用途への転用ですが、御指摘のように、極力、他用途への転用を避けるという表現になっておりますが、その後段の、なお書きで「転用する場合には」ということで、「災害の発生や環境の悪化等へ支障を来さないように十分配慮する」と、転用する場合の留意事項等を記載してございますので、それによって区分がされているというふうに考えております。</p>
佐藤委員	<p>よろしいですか。ありがとうございました。</p> <p>それでは、その他、ございましたらお願いいたします。それでは佐藤委員、お願いいたします。</p>
	<p>おはようございます。今回、初めて参加させていただきました県町村会長の佐藤でございます。よろしく申し上げます。今までの経緯は全くわからないので、そういった意味では、内容を見せていただきまして、相当、内容がまとまっているのかなというふうに感じております。いろいろな広範囲にわたっているいろいろな内容を事細かく取られているなど思っています。</p> <p>全体的な話として、まず「ポストコロナウイルス感染症と国土利用のあり方」ということが、(4)にあると思いますが、その中で、やはり環境的に都会から地方へという流れというのは非常に大きくなってきているというのは、町の移住者が増えてきているというのは実感としてあるので、交流しやすい、移住しやすい、長期滞在しやすい仕組みというのをどう考えていくのか、どう整備していくのかというところは、ぜひ具体的な事例も含めて加えていただければというふうに考えております。</p> <p>もう1点ですが、これも全体的に言えることですが、デジタルの活用という</p>

のがどこにも入ってきていないので、そういった意味では、防災・減災、管理保全、いろいろな意味で、これはもうデジタル化というのが必須になってきていると思いますし、有害鳥獣対策とかさまざまな管理・運営につきまして、もしくはコンパクトなまちづくりもそうですけれども、住民とのコミュニケーションどうこうも含めてデジタル化というのが非常に大事なポイントになってきていて、これが進んでいかないとなかなか今後の人口減に対応するような対策がとれないというふうに思っていますので、そういった意味では、国も施策を第一義に挙げていますから、デジタル化というところをどこかに入れていただいたほうがいいのではないかなと思っております。この2点でした。以上です。

長林部会長
復興・総合計画課長

ありがとうございます。それでは事務局、お願いいたします。

ありがとうございます。どちらも非常に重要な御指摘というふうに受け止めております。

今、都市部から地方へという大きな流れが来ているということもありまして、佐藤委員が御指摘のとおりです。そこで選ばれるには何が必要かという話が必ず出てまいります。そういった観点を踏まえまして、少し具体例など、これは企画調整部もそうですが、ほかの部局にもいろいろノウハウとか実例がありますので、何かここで特徴づけたものを書き込めればなというふうに思います。

もうひとつ、デジタルは全くおっしゃるとおりだというふうに思っております。「デジタル」の文字がないことは本当に失礼しました。やはり今回のコロナウイルス感染症で見えてきたことの一番大きなことのひとつが、このデジタル化で、先ほどの移住とも関係するわけですが、非常に大きなことだと思っております。

デジタル化は本当に単一部局でというわけではなくて、まさに全庁を挙げて、あるいは全県を挙げてということを進めていかなければならない。特に、人口減少社会において、これから何割か人口が減っていく中で、やはりデジタルというものに置き換えていけるものは置き換えていく、人間として考えるべきは考えていくということを書き込んでいかなければならないと思っておりますので、その辺を書き込めればなというふうに思っております。ありがとうございます。

長林部会長

よろしいでしょうか。それでは、ほかにございましたら、お願いいたします。

では、私も1点、お願いしたいのですが、16ページ、素案の「(ウ) 自然と調和した持続可能な県土の利用の推進」ということで、農地、森林、河川・湖沼は生産の場としての機能のほか、自然災害の防止、県土の保全機能、それから自然環境保全機能と。そこで入れていただきたいのは、こういうものの大切さというのは気象緩和効果に非常に大きい役割があること。温暖化対策としても森林経営の活性化というのは、例えば福島県では70%以上が森林でございますので、温暖化効果に対しても積極的な取り入れが必要だと。この内容を読むと、22ページには森林の経営の問題が書いてあって、26ページ、それから28ページには森林の機能、それから温暖化対策が26ページに書かれているので、それをもうちょっと上のところで抜き出していただいて記載するのがこれからのあ

復興・総合計画課長	<p>り方としては望ましいと思いますので、お願いいたします。</p> <p>承知しました。非常に重要なところで位置づけて書かせていただければと思います。ありがとうございます。</p>
長林部会長	<p>そのほか、いかがでございますか。非常に充実した内容で、今までの意見をだぶ盛り込んでいただいた素案ができたというふうに思っております。もし御意見が今のところなければ、あとは事務局から何かございましたら。</p>
事務局	<p>ただいま長林部会長のほうからもあったのですけれども、事務局のほうで、この部会の後に文書で改めて、御意見について追加で照会をさせていただきたいと考えておりますので、ここで言い尽くせない点についてはそちらのほうで御意見を頂戴できればと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
長林部会長	<p>ありがとうございました。今、事務局から御案内がありましたように、やはり素案が皆さんのお手元に届いてから時間の少ない中で御意見を頂戴いたしました。まだ時間もあるようでございますので、本日の論議を踏まえて、御覧になっていただいて、追加の記載や要望等がございましたら事務局宛て御提案いただきたいというふうに思っております。</p> <p>それでは皆様から御意見いただきましたので、今後につきまして、皆様からいただいた意見を取りまとめた素案にさせていただきます。その素案等をもとに計画の中間整理案の作成に入っていきたいと思いますが、皆様、いかがでございますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なし）</p> <p>よろしいですか。それでは、異議がございませんのでそのように進めさせていただきます。</p> <p>続きまして次第の「4、その他」につきまして、事務局からありましたら、お願いします。</p>
事務局	<p>事務局より次回部会の開催予定について御案内を差し上げたいと思います。参考資料4を御覧いただければと思います。参考資料4の上段、右側のほうの黒い太線で囲われた中身でございます。3月24日10時から、第4回部会の開催を予定してございます。なお、場所等の詳細につきましては改めて御案内差し上げますので、御出席等についてよろしくお願ひしたいと思います。</p>
長林部会長	<p>ありがとうございました。それでは、本日、予定しておりました議題はすべて終了でございます。以上で本日の審議を終了いたします。議事の進行への御協力、誠にありがとうございました。それでは事務局、お返しします。</p>
事務局	<p style="text-align: center;">——閉　　会——</p> <p>それでは以上をもちまして、福島県総合計画審議会第3回福島県国土利用計画・土地利用基本計画策定検討部会を閉会とさせていただきます。本日はありがとうございました。</p>

（以　上）